115

質問第一一五号平成三十一年三月二十七日提出

質問主意書

東京オリンピック・パラリンピック競技大会のボランティアに係るボランティア保険に関する

出者 城 井

提

崇

東京オリンピック・パラリンピック競技大会のボランティアに係るボランティア保険に関する

質問主意書

平成三十年十一月十六日の衆議院文部科学委員会(以下、 「委員会」という。)において、東京オリン

ピック・パラリンピック競技大会のボランティアに係るボランティア保険については、東京オリンピック・

パラリンピック競技大会組織委員会(以下、「大会組織委員会」という。)が責任を持って全員加入させる

べきではないかと指摘したところである。

そこで、東京オリンピック・パラリンピック競技大会のボランティアに係るボランティア保険に関して、

以下質問する。

委員会において櫻田義孝東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣

「櫻田大臣」という。)は、「今回のボランティアにつきまして、ボランティア保険の状況を確認したい

と思います。加入は強制するんでしょうか、状況をお聞かせください。」との問いに対して、「ボラン

ティア保険につきましては、ボランティア参加者が安心して働けるよう、組織委員会の費用負担で加入す

ると聞いております。保険の詳細につきましては、過去大会での保険の内容を参考にしつつ、活動に際し

て生じる可能性のあるけがや損害賠償を適切に補償できるよう、組織委員会において具体的に検討してい

ると何っております。」と答弁している。

また、委員会において櫻田大臣は、 「組織委員会で責任を持って全員加入していただくということ、大

臣から指示をお願いしていただくということでよろしいですか。」との問いに対して、「結構でございま

す。」と答弁している。

東京オリンピック・パラリンピック競技大会のボランティアに係るボランティア保険は、大会組織委員

会の費用負担により、ボランティア参加者全員が加入することができるのか。政府の認識を明らかにされ

たい。

右質問する。